

平成六年法務省令第四十七号

法務省聽聞規則

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、法務省聽聞規則を次のように定める。（目的等）

この規則は、法務省の所掌事務について、法令の定めるところにより処分権限を有する者（以下「法務大臣等」という。）がその権限に基づき行う不利益処分に関する規定（以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づく聽聞を行うに当たつて、法第三章第二節の聽聞の手続の細目を定めることを目的とする。

2 聽聞の手続に関する規定の事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。（定義）

2 この規則において使用する用語であつて、法において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

（聴聞の期日又は場所の変更）

第三条 法務大臣等が法第十五第一項の通知（同条第三項の規定による通知を含む。）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、法務大臣等に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 法務大臣等は、前項の申出又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

2 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

2 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

2 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

（関係人の参加許可の手続）

第五条 法第十七条第一項の規定による許可の申請については、関係人は、速やかに、その氏

名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれをを行うものとする。

速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。（文書等の閲覧の手続）

第六条 法第十八条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参考人（以下この条において「当事者等」という。）は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を法務大臣等に提出してこれをを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足り

る。

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。

3 法務大臣等は、聴聞の期日における審理の進

展において、必要となつた資料の閲覧の求めがあつた場合に、当該当事者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮するものとする。

（聴聞の期日又は場所の変更）

第三条 法務大臣等が法第十五第一項の通知（同条第三項の規定による通知を含む。）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、法務大臣等に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

（聴聞の期日又は場所の変更）

第三条 法務大臣等が法第十五第一項の通知（同条第三項の規定による通知を含む。）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、法務大臣等に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 法務大臣等は、前項の規定により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

（聴聞の期日又は場所の変更）

の関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれをを行うものとする。ただし、法第二十二条第二項（法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出席せようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通

知しなければならない。

3 主宰者は、補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないとときは、自ら陳述したもののみなす。

4 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、その標目を当該当事者又は参加人に通

知しなければならない。

5 聽聞の期日に出席しなかつた当事者等の氏名及び当該当事者にあつては、出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

6 当事者等及び当該処分の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

7 証拠書類等が提出されたときは、その標目

2 その他参考となるべき事項

8 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

9 聆聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

10 法務大臣等は、法第二十条第六項の規定により聆聞の期日ににおける審理の公開を相当と認めたとき又は法令の規定により聆聞の期日ににおける拒否の場合を除く。は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第二十二条第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聆聞の期日として定めるものとする。

11 法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他の当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

12 法第二十二条第一項の規定による陳述書の提出は、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

13 法第二十三条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名及び職名

2 その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

4 法務大臣等は、法第二十四条第四項の規定

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

3 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

者等」という。）の氏名並びに当該処分の職員の氏名及び職名

五 聆聞の期日に出席しなかつた当事者等の氏名及び当該当事者にあつては、出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び当該処分の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）

七 証拠書類等が提出されたときは、その標目

2 その他参考となるべき事項

八 報告書には、書面、図面、写真その他主宰者がこれに記名しなければならない。

九 聆聞調書には、書面、図面、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

十 法務大臣等は、法第二十条第六項の規定により聆聞の期日ににおける審理の公開を相当と認めたとき又は法令の規定により聆聞の期日ににおける審理を公開すべきとする。

十一 法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他の当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

十二 法第二十二条第一項の規定による陳述書の提出は、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。

十三 法第二十三条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名及び職名

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十三条 法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

第十四条 法第二十五条第一項の規定に基づき、当該当事者に、聴聞の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

第十五条 法第二十六条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名及び職名

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十六条 法第二十七条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名及び職名

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十七条 法第二十八条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名及び職名

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第十八条 法第二十九条第一項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、その氏名及び職名

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手續）

第十九条 法第三十条第一項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、その氏名及び職名

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手續）

第二十条 法第三十一条第一項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、その氏名及び職名

2 法務大臣等は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の終結後にあつては法務大臣等に提出してこれを行つものとする。

三 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手續）